

東京都写真美術館
カフェ出店者募集要項

平成27年11月4日

公益財団法人東京都歴史文化財団

東京都写真美術館

1 東京都写真美術館の概要

東京都写真美術館は、日本で初めての写真と映像に関する総合的な美術館として、平成7年1月に恵比寿ガーデンプレイス内に総合開館しました。3つの展示室では、収蔵する3万点を超える写真及び映像作品を紹介する収蔵展、独自の切り口による自主企画展、他団体との誘致展など多種多様な企画を実施、また1階には190名を収容するホールがあり、美術館にふさわしい映画を上映しています。

平成26年9月から約2年間にわたる休館に入りましたが、日本を代表する写真・映像のセンター的役割を果たせるよう、より魅力のある企画、サービス、施設を備え、平成28年9月にリニューアルオープンの予定です。

2 東京都写真美術館のお客様

当館のお客様は、10歳代から60歳代まで、幅広い年齢層の方がまんべんなく来館しており、男女比は約4：6で女性の割合が多いです。なお、現在のカフェのお客様は、展覧会及び映画鑑賞に来られる方が中心となっています。

表1 年度別東京都写真美術館開館日数等

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開館日数	298日	298日	297日	152日
美術館利用者	467,261人	447,836人	444,062人	262,043人

※ 平成26年度は、平成26年9月23日までの日数・利用者数です。

※ 東京都写真美術館についての情報は、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

3 募集目的

東京都写真美術館は、現在、大規模改修工事が行われており、リニューアルオープンは、平成28年9月の予定です。このリニューアルオープンに際して、カフェを「アメニティ施設」（訪れる楽しみ、居心地の良さ、利便性の向上）として位置づけ、新生・東京都写真美術館を構成する重要な要素として、カフェを運営していただける事業者を、企画提案方式により募集します。

※ 大規模改修工事の概要については、東京都写真美術館ホームページ「大規模改修に伴う全面休館」をご覧ください。

4 基本となるコンセプト

(1) 基本的な考え方

新しくなる東京都写真美術館では、お客様の声を反映し、カフェの店舗面積を約99.2㎡（客席面積は約56.7㎡）に拡大し、また、入口はメインエントランスに面し、外ファザードからもダイレクトにアクセスできる空間となることで、写真美術館におけるカフェの存在がますます大きくなります。これまでは展覧会や映画鑑賞の合間に少し立ち寄りといった利用がメインでしたが、写真美術館という日常から少し離れた特別な空間で、ゆっくりとした時間を過ごせる場を提供し、幅広いお客様の多様なニーズに応えるカフェを目指します。東京都写真美術館がある恵比寿ガーデンプレイス及びその周辺には多くの飲食店が存在しますが、個性ある店舗運営で、来館者だけでなく恵比寿界隈を訪れるお客様を引き付け、多くのお客様が行き交う魅力ある店舗を目指します。

（2）店舗運営の方向性

① 明確なコンセプト、メッセージ性、独自性

- ・東京都写真美術館にふさわしい明確なコンセプト、メッセージ性を、そして、恵比寿周辺地区の類似業態店舗との差異を考慮し、独自性を打ち出してください。

② ニーズの反映、新しいニーズの創出

- ・東京都写真美術館利用者層の利用時間帯にも配慮し、利用者ニーズに対応したメニューを提供してください。
- ・商品、サービスや営業時間の工夫により、従来とは異なる新しいニーズを創出するなど収益を確保してください。

③ 展覧会事業との連携、協力

- ・展示内容と連動した商品の・サービスの提供やカフェトーク、セミナーへの協力等美術館との連携にも協力してください。
- ・展覧会のレセプションの実施等、写真美術館事業に協力してください。

④ 環境への配慮

- ・環境に配慮した商品を取り扱うよう努めてください。

⑤ ホスピタリティの維持向上

- ・店舗に対する要望や意見を把握し、利用者に対してきめ細かい柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮してください。
- ・徹底した従業員教育・訓練を行ってください。

5 営業形態

公益財団法人東京都歴史文化財団東京都写真美術館（以下「東京都写真美術館」という。）と営業を希望する者（以下「受託者」という。）との間で、業務委託契約を締結します。

6 契約期間

平成28年2月中旬から平成29年3月31日までです。

ただし、公益財団法人東京都歴史文化財団が、平成29年度以降の東京都写真美術館の指定管理者に選定された場合、平成29年4月1日から3年間を限度として契約期間の延長を可能とします。

また、店舗の営業期間は、平成28年9月（予定）のリニューアルオープン前日から平成29年3月31日までです。営業開始日については、決定次第、通知します。

7 基本的な営業条件

(1) 原則として、館の開館日（休館日以外）及び開館時間に合わせて営業してください。

現在の休館日は毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、翌火曜日）及び年末年始（12月29日～1月1日）、開館時間は午前10時から午後6時（木・金曜日は午後8時まで）ですが、今後改正される可能性もあります。なお、営業時間については、東京都写真美術館と事前に協議のうえ決定させていただきます。

(2) 平成28年度の営業日数は164日程度の予定です。（例年の年間営業日数は297日間前後となります。）

(3) 開館時間外の営業を希望する場合には、事前に計画書を提出して東京都写真美術館の承認を得てください。

(4) 営業形態はフルサービス型をはじめ、セルフサービス型の方式、提供品目によりテイクアウトも可能です。ただし、幅広い年齢層が混乱なく利用できる方法をご提案ください。

(5) 飲み物及び軽食を提供し、加えてランチメニューやスイーツ類等も提案してください。

アルコール類の提供は、提案内容により可能とします。

常時賑わいを創出するため、気軽に利用しやすい料金設定で展開してください。

(6) 美術館利用者（例：友の会会員等）が割引利用できる等、東京都写真美術館事業への協力を行ってください。

8 契約条件

(1) 営業場所

東京都写真美術館1階 総面積 99.2㎡

（客席面積56.7㎡ 厨房等面積42.5㎡）

*平面図は別紙参照（平成27年9月現在の計画面積であり、変更する場合があります。）

(2) 販売品目及び売上金の取扱

- ① 受託者は販売する商品及びその価格について、東京都写真美術館の承認を得てください。
- ② 日々の売上金は、受託者の責任において管理してください。
- ③ 東京都写真美術館に対して、日々の売上額及び月ごとの総売上額を所定の様式にて報告してください。

(3) 管理手数料等／月額

管理手数料として、毎月の売上額（税別）の10%以上をお支払いください
なお、提案に際しては、金額（利率）とその収支等の考え方を提案してください。

(4) 納付時期及び方法

前月の営業に係る管理手数料に消費税相当額を加えた金額を、毎月20日までに東京都写真美術館の指定する口座に振り込むこととします。なお、振込手数料は受託者の負担とします。

(5) 営業保証金

東京都写真美術館の指定する期間内に、次の金額を営業保証金として預託してください。（営業保証金は契約期間終了の際にお返ししますが、無利息とします。）

カフェ 36万円

(6) 施設・設備改修等の負担区分

受託者は東京都写真美術館が設置した内装及び基本什器（テーブル、イス）及び厨房機器を無償で使用することができます。

- ①文化施設のため、厨房機器などは電気機器を基本とします。
- ②厨房機器は、提案・協議の上、決定します。
- ③東京都写真美術館と調和のとれた魅力的なカフェを作り上げるため、館内外のサイン等については、美術館との協議とし、最終デザインは美術館の承認を得てください。

*新たな厨房機器の設置及び内装の改修等が必要な場合は、東京都写真美術館の承認に基づき、受託者の負担において行ってください。

(7) 光熱水費等の負担区分

店内・厨房等で使用する光熱水費、清掃費（グルストラップ、グリスフィルター及びゴミ置き場の清掃を含む）、汚泥処理費、廃棄物処理費、害虫生息調査及び駆除費、消耗品費、小修繕費、外線電話接続工事及び電話料金、インターネット回線接続工事及び通信料等については受託者の負担とします。

光熱水費等については、東京都写真美術館の指定する方法により期限までにお支払いください。

(8) 準備期間

- ①平成28年2月中旬から平成28年9月(予定)のリニューアルオープン前々日までを営業準備期間とします。なお、準備期間中の管理手数料は不要です。
- ②準備期間中に契約を解約する場合は違約金が発生しますので、ご注意ください。
- ③カフェは、平成28年4月下旬(予定)以降引渡し可能となりますが、什器等の設置について未確定部分がありますので、オープンに向けた準備の作業開始時期については、東京都写真美術館と協議のうえ決定させていただきます。

(9) その他

- ①過去3年間に営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法及び食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取消等の行政処分を受けた者は応募できません。
- ②受託者は、自らの名義と責任をもって委託業務遂行上の一切の取引を行ってください。
- ③東京都写真美術館は、受託者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。
- ④受託者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできません。
- ⑤次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがあります。
 - ア 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - イ 受託者が契約条件に違反したとき
 - ウ 受託者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 正当な理由なくして、指定する期日までに営業を開始しなかったとき
 - オ 東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団との指定管理者の指定を取り消す等の場合
- ⑥契約が終了した場合には、受託者は2週間以内に、受託者の負担で本物件を原状回復して、東京都写真美術館に引き渡すこととします。
- ⑦ 受託者は、本カフェ業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。また、本カフェ業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。
- ⑧ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員は応募できません。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

質問は、平成27年12月11日（金）までに、FAXで受け付けます。

なお、電話での問合せ及び締め切り以降の問合せは一切受け付けません。

(2) 質問事項

質問事項は、項目ごとに簡潔明瞭に記述してください。

(3) 回答

質問事項を集約したものを質問者全員に、平成27年12月21日（月）までに、FAXまたはEメールで送付します。

10 企画提案時提出書類

応募者は、平成28年1月20日（水）（必着）までに、郵送で所定の応募届（ホームページ上からダウンロード）及び次の書類を、東京都写真美術館に提出してください。

(1) 法人登記簿謄本

(2) 納税証明書（法人住民税・事業税及び法人税につき直近3事業年度分）

(3) 貸借対照表及び損益計算書（直近3事業年度分）

(4) 法人の概要及び特徴

(5) 営業所一覧表

(6) 企画書 10部（うち、9部は社名等を抹消）

（形式自由。但し、下記項目は必ず記載のこと。）

① 経営理念と実績

② 全体のコンセプトとセールスポイント

- ・ 店舗運営、事業展開の基本方針、考え方及びセールスポイントを示す。
- ・ 他の近隣施設の類似業態店舗との差異

③ 運営の考え方

- ・ 店舗の名称（候補）
- ・ 利用の対象（ターゲット）
- ・ メニュー（使用食材など具体的に説明のこと）、価格表等
- ・ 営業時間
- ・ 運営方法（人員配置等）
- ・ 客席数
- ・ 店舗責任者の経歴書

- ④東京都写真美術館事業との連携、協力
 - ・東京都写真美術館の事業と関連した店舗運営の基本方針
 - ・東京都写真美術館の事業運営への協力体制（展覧会事業等）
- ⑤基本収支計画（売上、集客計画及び経費内訳等）及び管理手数料
- ⑥その他の自由提案

1.1 委託予定者の選考

(1) 書類審査の実施

提出された書類について、書類審査を実施します。

応募者全員に、書類審査の可否を通知します。

なお、応募者から提出された書類については、審査の結果にかかわらず、返却いたしません。

(2) プレゼンテーション及び審査等

① プレゼンテーションの実施

書類審査合格者に対しては、(1)の審査結果と一緒に、プレゼンテーションの日時を通知します。

実施日は、平成28年2月上旬を予定しています。

② 委託予定者の決定及び審査結果の通知

委託予定者の決定は、平成28年2月中旬を予定しています。

審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に文書で通知します。

なお、審査の内容についての問合せには一切応じません。

1.2 全体のスケジュール（予定）

平成27年11月4日（水）～	募集要項配布
平成28年1月20日（水）	（東京都写真美術館ホームページ）
平成27年12月11日（金）	質問受付締切
平成27年12月21日（月）	質問回答送付
平成28年 1月20日（水）	応募書類提出期限（必着）
平成28年 2月上旬	プレゼンテーション
平成28年 2月中旬	委託予定者決定・通知
平成28年 2月中旬	契約締結
平成28年 2月中旬から	営業準備期間

9月リニューアルオープン前々日まで

平成28年 9月リニューアルオープン前日 営業開始

※ スケジュールは、予告なく変更することがありますので、ご留意願います。

問合せ・書類提出先

東京都写真美術館リニューアル準備室管理課管理係

(担当：田村、池田)

住所 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-12

電話 03(3251)3700

FAX 03(6206)9550

<イメージ図>

